

水質基準項目等の検査における検査回数、検査の省略の可否

検査回数		検査項目	省略の可否	
回数の減	通常			
	1日1回以上	— 色、濁り及び消毒の残留効果		
	1月1回以上	1 一般細菌 2 大腸菌		
自動連続測定・記録をしている場合 3月1回以上	1月1回以上	38 塩化物イオン		
		46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
		47 pH値		
		48 味		
		49 臭気		
		50 色度		
		51 濁度		
	1月1回以上	42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	当該事項について、以下の場合を満たす場合は省略可 ・過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがない ・原水並びに水源及びその周辺状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないと明らかである	
		43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)		
	3月1回以上	14 四塩化炭素	当該事項について、以下の場合を満たす場合は省略可 ・過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがない ・原水並びに水源及びその周辺状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないと明らかである	
		15 1,4-ジオキサン		
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
		17 ジクロロメタン		
		18 テトラクロロエチレン		
		19 トリクロロエチレン		
	20 ベンゼン			
			12 フッ素及びその化合物	(←海水を原水とする場合省略不可) (←浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合省略不可)
			13 ホウ素及びその化合物	
			26 臭素酸	
水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が以下であれば減数可能 基準値の1/5以下:1年1回以上 基準値の1/10以下:3年1回以上	3月1回以上	3 カドミウム及びその化合物	当該事項について、以下の場合を満たす場合は省略可 ・過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがない ・原水並びに水源及びその周辺状況を勘案し、検査を行う必要がないと明らかである	
		4 水銀及びその化合物		
		5 セレン及びその化合物		
		7 ヒ素及びその化合物		
		36 ナトリウム及びその化合物		
		37 マンガン及びその化合物		
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
		40 蒸発残留物		
		41 陰イオン界面活性剤		
		44 非イオン界面活性剤		
		45 フェノール類		
		6 鉛及びその化合物		
		8 六価クロム化合物		
		32 亜鉛及びその化合物	当該事項について、以下の場合を満たす場合は省略可 ・過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがない ・原水並びに水源及びその周辺状況並びに薬品等及び色材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないと明らかである	
		33 アルミニウム及びその化合物		
		34 鉄及びその化合物		
		35 銅及びその化合物		
		9 亜硝酸態窒素		
	3月1回以上	10 シアン化物イオン及び塩化シアン		
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
		21 塩素酸		
		22 クロロ酢酸		
		23 クロロホルム		
		24 ジクロロ酢酸		
		25 ジプロモクロロメタン		
		27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)		
		28 トリクロロ酢酸		
		29 プロモジクロロメタン		
		30 プロモホルム		
31 ホルムアルデヒド				